

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会

平成 28 年度事業計画

以下の基本方針に基づき事業を行う。

1. 基本方針

- (1) ソーシャルワーク教育3団体（本協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟。以下、「ソ教連」という。）の平成 29 年 4 月 1 日付けの合併手続きに必要な実務を行うとともに、ソ教連合併の趣旨及び目的に鑑み、合併後の組織及び事業運営を効率的・効果的かつ円滑に行うための組織改編を行う。
- (2) 社会福祉士養成校卒業者の福祉関係職種への就業促進と社会福祉士養成にかかる実習施設の安定的な確保を図るため、福祉及び関連領域の施設・機関等における社会福祉士配置の基準化等を目指した取り組みを行う。
- (3) 社会福祉士及びソーシャルワーク専門職の社会的認知・地位向上、任用・活用の促進、職域拡大、待遇改善等をはかるための諸活動を行う。
- (4) 福祉人材を将来にわたって安定的に確保する観点から、高校生や資格取得を目指す社会人等に対して社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職に関する広報・啓発活動を強化する。
- (5) 国の政策動向等を踏まえ、社会福祉士養成にかかる教育内容及び方法の見直しと充実に向けた検討を行う。
- (6) 社会福祉士を目指す者を対象に国家試験合格のための支援を行う。
- (7) 震災等災害発生に備えた所要の準備を行うとともに、災害時における社会福祉関連職種、機関・団体等と連携した活動を推進する。
- (8) 社会福祉士及びソーシャルワーク専門職の養成に関連する国際動向の情報を収集し、発信する。
- (9) 将来、社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職養成を担う若手教育者及び大学院生等を対象に、教育力の強化のための手法について検討を行う。
- (10) 実践的な社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職養成教育を行う観点から、会員校に所属する教員のソーシャルワーク実践フィールドとの関与のあり方について検討を行う。
- (11) 会議等における I C T の積極的な活用やルール化を行い、効果的かつ効率的な法人運営を行い、経費節減を図る。
- (12) 上記（1）から（11）の基本方針を達成するために必要な団体・機関等と連携した活動を推進する。

2. 法人運営

- (1) 総会の開催（年2回）
- (2) 理事会の開催（年2回以上）
- (3) ブロック運営委員長会議の開催
- (4) 事務局会議（適宜）
- (5) ソーシャルワーク教育3団体の合併にかかる実務作業

3. 事業

(1) 養成校教員及び現場実践者の資質向上に関する事業

- ① 「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」を日本精神保健福祉士養成校協会と共同で開催する（関東・近畿）。
- ② 「全国社会福祉教育セミナー2016」を日本社会福祉教育学校連盟、日本精神保健福祉士養成校協会と共同で開催する（10月29日・30日：千葉・淑徳大学）。
- ③ スクールソーシャルワーカー基礎研修を、日本精神保健福祉士養成校協会と共同で開催する（日程・場所：未定）。
- ④ 災害福祉支援活動基礎研修を日本医療社会福祉協会と共同で開催する（日程・場所：未定）。
- ⑤ 日本精神保健福祉士養成校協会が主催する「全国研修会」（6月25日・26日：沖縄・沖縄大学）を共催する。
- ⑥ 日本社会福祉教育学校連盟が主催する「福祉教育研修講座」（日程・場所：未定）を共催する。
- ⑦ その他社会福祉士養成校教員及び現場実践者の資質向上に必要な事業を実施する。

(2) 学生の支援に関する事業

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験を日本精神保健福祉士養成校協会と共同で実施する（10月下旬～11月上旬）。
- ② 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座（映像配信とテキスト作成）を日本精神保健福祉士養成校協会と共同で実施する（9月～5月）。
- ③ 全国統一模擬試験及び受験対策 web 講座の利用者を対象に、国家試験等に関するアンケートを実施する（3月頃）。
- ④ スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業を実施する。
- ⑤ 成績優秀者表彰を実施する（12～3月）。
- ⑥ インターネットその他広報媒体により国家試験合格支援及び福祉の仕事に関する情報を発信する。
- ⑦ その他学生の支援に必要な事業の実施。

(3) 出版物等の発行・改訂等

- ① 国家試験受験者向け参考図書（問題集等）を出版する。
- ② その他社会福祉士養成教育の水準向上等に必要な出版事業。

(4) 特定テーマに関する活動

以下の活動を、必要に応じ競争的資金（補助金、各種助成金等）を獲得しつつ実施する。

- ① 新たな地域包括支援体制の基盤を支える人材養成のあり方に関する検討を行う。
- ② 社会福祉士養成教育内容及び教育方法の見直しの検討と、養成校全教員を対象とした研修体系の確立に向けた検討を行う。
- ③ 社会福祉士養成課程の運営及び教育方法に関する指針（ガイドライン）の作成に向けた検討を行う。
- ④ 災害時福祉支援活動に携わる者の研修体系の確立に向けた検討と、災害発生を想定した訓練を実施する。
- ⑤ スクールソーシャルワークに携わる人材（スクールソーシャルワーカー）養成のあり方及び研修体系の確立に向けた検討を行う。
- ⑥ その他必要となるテーマに応じた活動を行う。

(5) 広報・啓発活動

- ① インターネット・E-mail 等による社会福祉士関連情報提供。
- ② 社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職の啓発パンフレット、スクールソーシャルワーカー関連パンフレット等の頒布。
- ③ 社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職の啓発用映像媒体を制作し、動画サイト YouTube「社養協ソーシャルワークちゃんねる」等で公開や DVD の頒布・販売等を行う。
- ④ その他社会福祉士の啓発に必要な広報活動を行う。

(6) 関係機関・団体等と連携した活動

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職にかかる関係機関・団体等との連携による活動（全国レベル）。
 - 1) 本協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟の合併に向けて必要な作業を行う。
 - 2) 社会福祉専門職団体協議会（社専協：日本医療社会福祉協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会）及び関係団体と連携し、社会福祉士・精神

保健福祉士及び福祉・介護関連有資格者等の任用・配置促進、待遇改善に関し、国政・地方政治及び国・地方自治体その他各方面に対する陳情・要請活動を行う。

- 3) 社会福祉士を目指す学生の将来のキャリアアップや職域の拡大・確保、待遇改善を促す観点から、「認定社会福祉士認証・認定機構」に参画する。
 - 4) 福祉・介護人材確保について、中央福祉人材センター及び福祉・介護に関する専門職団体、養成団体等と定期的な意見交換や合同事業等を行い、養成校への入学者確保（入口）、養成教育体制の充実、福祉関連職種への就職支援（出口）など多角的視点から必要な対策を講じる。
 - 5) 文部科学省の予算においてスクールソーシャルワーカーの増員が示されており、現任のスクールソーシャルワーカー及び今後スクールソーシャルワーカーになろうとする者の実践力を強化する観点から、ソーシャルワークの知識・技術を習得するための研修体系を構築するとともに、「スクールソーシャルワーカー基礎講座」のweb講座動画制作・配信と基礎講座修了者を対象としたアドバンス研修の試行、web講座及び研修会で使用するテキストを作成する。
 - 6) 中央省庁（厚生労働省、法務省、文部科学省、内閣府等）の関連企画に参画する。
- ② 全国7ブロック及び都道府県レベルにおける専門職団体及び福祉人材センター等関係団体との連携による活動を推進する。

(7) その他当協会の目的を達するために必要な事業

4. 委員会設置による事業の推進

- (1) 地域包括支援体制の基盤を支える人材養成
- (2) 社会福祉士養成カリキュラムの見直し
- (3) 国家試験合格支援
- (4) 災害時福祉支援活動
- (5) スクールソーシャルワーカーの資質向上と社会福祉士・精神保健福祉士の活用の推進
- (6) 広報・啓発
- (7) 組織のあり方に関する事項
- (8) その他本協会の事業実施に必要な事項

以上